

## 第3章

# 計画の基本的考え方

# 1 計画の目的

さいたま市は、平成13(2001)年に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生した新しいまちであり、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合言葉に、21世紀のまちづくりをすすめています。

しかしながら、少子高齢化がすすみ、市民のライフスタイルも変化しつつあるなかで、男女共同参画のまちづくりの課題も多くなっています。性別役割分担意識\*とそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女が仕事と家庭を両立できる条件整備も十分ではないことや、セクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力被害の実態等、性差別に基づく課題は、家庭や学校、職場、地域社会のあらゆる場面で存在しているのが現状です。

こうした状況をふまえ、さいたま市においては、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるとともに、責任も担う「男女共同参画社会」の実現をめざしています。

この条例に基づき、市では平成13(2001)年10月、さいたま市の男女共同参画基本計画のあり方について、男女共同参画推進協議会に諮問し、平成15(2003)年5月に答申を受けました。

本計画は、この答申を尊重し、男女共同参画の基本計画として策定したものであり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に展開していくことを目的としています。

## \* 性別役割分担意識

一般的に、「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性ははじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方をさします。

## 2 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成には、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要であることから、つぎのような基本理念のもとで、計画を推進します。

ひと ひと  
女と男 市民一人ひとりが  
人権を尊重しあい共に生きる  
さいたま市の実現

## 3 さいたま市がめざす 男女共同参画社会のすがた

さいたま市では、本計画の基本理念のもと、男女が互いの人権を尊重しあう、つぎのような社会をめざします。

**男女が平等な立場でまちづくりに参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる社会**

**男女が互いの性を尊重し、家庭や職場、地域社会で生き生きと活動できる社会  
性別による固定的な役割分担意識を見直し、一人ひとりの個性が尊重される社会**

<家庭では>

家事や育児・介護等において、男女が互いに協力し、家庭生活も仕事も地域活動も楽しんでいる。

高齢になっても、支えあい、自立して、自分らしく生きることができる。

世代間の融和が図られ、家族のふれあいが大切にされている。

<学校では>

性別にとらわれず、個性や能力を大切にする教育が行われている。  
子どものころから男女が互いに人権を尊重しあい、男女平等教育が行われている。  
教職員の男女共同参画への意識づくりがすすめられている。

<職場では>

働く男女の育児・介護支援や健康支援が充実している。  
採用、昇進、賃金等の男女間格差が是正されている。  
能力と個性を生かした多様な働き方の選択が可能になっている。

<地域社会では>

学習機会を活かし、一人ひとりが生涯にわたり自己啓発に努めている。  
地域活動に積極的に参画し、豊かな地域社会づくりに貢献している。  
国際社会の一員として国際協力・交流に積極的にかかわっている。

---

## 4 計画推進にあたっての 市・市民・事業者の役割

---

計画の推進にあたり、市・市民・事業者のそれぞれが果たす役割は以下のとおりです。

**【市】**

市民や事業者、市職員に対し、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること

市民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめること

埼玉県や国等との十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施すること

**【市民】**

一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること

固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や就業、地域活動等において

て、権利と責任をともに分かちあうこと

男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組みについて理解し、積極的に協力していくこと

**【事業者】**

地域社会の一員として、条例の趣旨等にのっとり、事業活動において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること

男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組みについて理解し、積極的に協力していくこと

---

## 5 計画の目標

---

本計画は、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第3条(基本目標)の6項目を基本として、推進体制の整備も含めた9つの目標を設定し、施策・事業を展開します。

人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

女性に対する暴力のないまちづくり

社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援するまちづくり

男女の経済的自立をすすめ働きやすいまちづくり

男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり

国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

男女共同参画推進体制の整備充実を図るまちづくり

# 6 計画の全体像

## さいたま市総合振興計画(基本構想)

「私たちがつくり、共に生きるまち」が合言葉。誰もが住んでよかった、住み続けたい、と思える都市の実現をめざす

市民と行政の協働

**【基本理念】** 人と自然の尊重  
未来への希望と責任

### さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

#### <目的>(第1条)

豊かで活力ある地域社会の実現及び誰もが自分らしく生きられるまちづくりに寄与

#### <基本目標>(第3条)

男女平等と人権尊重をすすめるまちづくり  
固定的な性別役割分担意識に基づく、社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方が選択できるまちづくり  
政策・方針等の立案や決定の場へ共に参画できるまちづくり  
家庭生活と社会生活を両立することができるまちづくり  
男女が互いの性を理解し、性と生殖に関し自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり  
国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

## 世界・国・県の動き

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約  
男女共同参画社会基本法  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
埼玉県男女共同参画推進条例

市民の声

ホームページ  
市報等

家庭で

## 基本理念

ひとひと  
女と男  
市民一人ひとりが  
人権を尊重しあい共に生きる  
さいたま市の実現

さいたま市  
男女共同参画  
推進協議会  
からの提言

## 市の役割

「男女共同参画のまちづくり条例」やプランの浸透  
社会環境や条件の整備  
協働の施策の実施

## 男女共同参画のまちづくり

学校で

職場で

地域で

## 目 標

人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

女性に対する暴力のないまちづくり

社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援するまちづくり

男女の経済的自立をすすめ働きやすいまちづくり

男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり

国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

男女共同参画推進体制の整備充実を図るまちづくり

## 取組みの方向・事業

### 市民の役割

あらゆる分野での男女共同参画のまちづくりの推進  
性別役割分担の見直し  
市の施策への積極的協力

### 事業者の役割

地域社会の一員として積極的に男女共同参画のまちづくりの推進  
市の施策への積極的協力

## 計画をすすめる 4つの重点施策

- 1 女性に対する暴力の根絶**  
相談の充実や連絡ネットワークづくり  
女性の人権に対する正しい理解を深める啓発  
相談、自立支援、一時保護等の暴力を根絶する総合的な対策の充実
- 2 安全で安心して働くことができる就労環境の整備**  
仕事と家庭が両立できる職場環境の促進  
心身の健康が保てる就業環境の整備  
就業継続のための労働条件の整備
- 3 苦情の申出・処理制度の周知・普及**  
苦情処理制度の周知  
関係機関との連携
- 4 男女共同参画拠点施設の活用と整備**  
さいたま市男女共同参画推進センターの活用  
近隣市町村、県、国施設との機能連携